

一、わが国における皇位継承の歴史

- 1、男系主義で一貫しており、そのことが国民統合の権威の源泉となっているという認識が広く共有されてきたこと。
- 2、直系一嫡系が理想だが、それが困難になった場合には傍系・庶系によって補ったこと。そのために、いわゆる猶子制度が活用されたり、世襲親王家が創建されたり、傍系から継承された天皇に直系の皇女を配されたりするなど、さまざまな工夫がなされたこと。
- 3、過去に十代八方おられた女帝は例外的な存在で、すべて男系。ご在位中は独身で、外国に見られる「皇配殿下」のような存在は皆無であったこと。
- 4、譲位（生前退位）が頻繁に行なわれたことで、摂関政治や院政といった変則的な政体が生まれたり、政争による廃位すらなされ、皇位継承の不安定にもつながったこと。
- 5、総じていえば、何回かあった皇統の危機に際しては当時の人々が叡智を出し合ってその都度事態を克服したこと。

二、明治皇室典範の制定

- 1、成文による皇位継承のルールが確立していなかったため、皇位継承に混乱・対立・不安定が生ずる要因が内在し、時にはそのための流血の悲史が彩られたことに鑑み、確固とした皇位継承法を初めて明文で制定。
- 2、井上毅（法案起草の中心）の三原則
 - ①わが国の歴史・伝統を踏まえたものであること。
 - ②当時の国情や人情に照らして妥当なものであること。
 - ③当時のヨーロッパ先進諸国にも通じる普遍性を有するものであること。
- 3、主たる内容 ①男系の男子に限定（第1条）。②直系・長系・嫡系・近親優先（第2～第8条）。③退位の禁止（第10条）。④皇族の養子の禁止（第42条）。⑤天皇・皇族以外の者と結婚した皇族女子の皇籍離脱（第44条）
⑥皇籍離脱した者の皇籍復帰の禁止（明治40年皇室典範増補 第6条）
- 4、現典範も②の庶系による皇位継承の容認、④に天皇の養子の禁止が加えられたこと以外は旧典範をほぼ踏襲。

三、皇位継承規定の改正について

- 1、男系主義の歴史的重みを十分に認識し、女帝（女系容認型）に関する議論に入る前に男系維持のための方策を講ずること。
 - ①旧皇族の皇籍復帰の可能性を検討すること。
 - ②皇族の養子制度を検討すること。
- 2、わが国にとって未曾有の女帝（女系容認型）導入がもたらす重大な意味を正しく理解するとともに、女帝支持の世論の動向と一部の女系容認論の背景にある危険性を慎重に見極めること。
- 3、喫緊の課題である宮家存続の対策を講ずること。それは1で述べた男系維持の観点

からのものであること。

四、皇室典範の改正規定の問題性

- 1、旧典範の改正 憲法と対等の法として議会は関与せず、皇族会議と枢密顧問の諮詢による。
- 2 現典範の改正 一法律に過ぎず、国会の単純な議決による。皇室のご意向を反映させる回路がない。

《参 考》

1、皇位継承の系統別一覧表

	嫡 系	庶 系	計
直 系	41方	27方	68方(55%)
傍 系	28方	28方	56方(45%)
計	69方(56%)	55方(44%)	124方(100%)

(帝国学士院編『皇室制度史』第三卷)

*嫡系の中には皇后(中宮)所出でなくても、皇后(中宮)の実子とされた方も含まれる。

2、傍系による皇位継承で直系の皇女を皇后に迎えた例

- ・継体天皇(第26代)の皇后は仁賢天皇(第24代)の皇女・手白香皇女。たしろかのひのみこ
- ・光格天皇(第119代)の中宮は後桃園天皇(第118代)の皇女・欣子内親王。

3、女帝即位の事由

- ①外戚の権勢によるもの 推古天皇(第33代)、孝謙・称徳天皇(第46・48代)。
- ②皇嗣の成長を待ったための一時的な攝位 皇極・齊明天皇(第35・37代)、元明天皇(第43代)、元正天皇(第44代)、明正天皇(第109代)、後桜町天皇(第117代)。
- ③皇位継承の紛争を避けるため 持統天皇(第41代)

(国立国会図書館蔵「佐藤達夫関係文書」)

4、讓位による皇位継承

124代のうち54代。その中には廢帝など異例な讓位が4例ある(前掲『皇室制度史』第三卷)。

5、戦後の皇籍離脱(昭和22年 11宮家、51方)

- ①連合国軍による軍事占領下という異常な時代状況下において、皇室財産の国庫編入、高額財産税課税、宮内省機構の大幅縮小というGHQの占領政策による異例の措置。
- ②竹田宮・北白川宮・朝香宮・東久邇宮の四宮家
 - ・竹田宮恒久王(初代)の妃は明治天皇の第六皇女・昌子内親王。
 - ・北白川宮成久王(4代)の妃は明治天皇の第七皇女・房子内親王。
 - ・朝香宮鳩彦王(初代)の妃は明治天皇の第八皇女・允子内親王。のぶこ
 - ・東久邇宮稔彦王(初代)の妃は明治天皇の第九皇女・聡子内親王。としこ 盛厚王(2代)の妃は昭和天皇の第一皇女・成子内親王。